

## 令和4年度 第9回若桜町農業委員会定例会議事録

招集年月日	令和4年12月8日				招集の場所	若桜町保健センター 2階 大研修室			
開会時刻	午前9時00分				閉会時刻	午前10時00分			
出席委員	1番	伊井野 孝一	2番	西山 博文	3番	藪田 道正	4番	盛田 敬一	
	5番	小林 正樹	6番	田中 圭子	7番	永原 聡	8番	津村 光明	
	9番	山本 義紀	10番	浅井 裕	推進委員	茗荷 主吉	推進委員	山本 昭子	
欠席委員	推進委員	山本 昭子							
日 程	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の決定 4 報告事項 報告第1号 農業委員会行事等の報告について 5 付議事項 議案第1号 利用権設定等申出について 議案第2号 農用地利用配分計画案について 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 6 その他								
委員会出席者	中島事務局長 銀杏主事								
議事録署名委員	9番	山本 義紀	1番	伊井野 孝一					
議 事 内 容									
1. 開会	事務局	令和4年度第9回若桜町農業委員会定例会を開催します。本日は、農業委員10名中9名が出席のため、今回の定例会は成立します。山本推進委員さんは欠席です。会長さんよりあいさつをお願いします。							
2. 会長あいさつ	会 長	(会長あいさつ)							

3. 議事録署名委員の決定	会 長	議事録署名委員の決定です。今回は、9番の山本職務代理と1番の伊井野委員でお願いします。
4. 報告事項	会 長	報告事項です。報告第1号、農業委員会行事等の報告について、事務局よりお願いします。
	事務局	報告第1号、若桜町農業委員会関係の令和4年11月15日から12月7日までの行事等についてです。まず11月15日ですが、令和4年度第8回農業委員会定例会を開催しました。17日には、農業委員会特別研修会が倉吉市で開催されました。12月1日から2日の2日間にかけて、全国農業委員会会長代表者集会在東京都で開催されました。そしてこの1か月間で、利用権設定等申出書を6件、農地法第3条の規定による許可申請書を2件受理しました。
	会 長	只今の報告について、質問、意見等はありませんか。
	委 員	(意見等なし)
5. 付議事項	会 長	付議事項です。議案第1号、利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。
	事務局	議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。 1件目の申請に係る農地は大字高野の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,694㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字高野の○○○ ○、借受人は若桜町の農業法人です。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償の使用貸借です。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えられます。
	会 長	この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。
	盛田委員	借受人が若桜町の農業法人ですので、特に問題ないと思います。現地の確認に行ってきました、

現在も鋤いておられます。この辺一帯は、若桜町の農業法人が管理しております。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(異議等なし)

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。  
次の議案について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第1号の2件目から5件目、議案第2号はすべて大字赤松に関する内容ですので、一括で説明します。

議案第1号の2件目の申請に係る農地は大字赤松の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は785㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は貸貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

3件目の申請に係る農地は大字赤松の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,150㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字赤松の〇〇〇〇、借受人は(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は貸貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

4件目の申請に係る農地は大字赤松の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,316㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は八頭町の〇〇〇〇、借受人は(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は貸貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

5件目の申請に係る農地は大字赤松の田4筆で、4筆の合計面積は4,659㎡です。農振区分は4筆とも農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は岡山県岡山市の〇〇〇〇、借受人は(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これらも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たす

と考えられます。

議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について意見を求めます。

権利を設定する農用地は大字赤松の農用地7筆。地目は7筆とも登記簿・現況ともに田で、7筆の合計面積は7,910㎡です。権利の設定を受ける者は、若桜町の農業法人です。設定期間ですが、1筆のみ5年、残り6筆は10年です。貸借種別ですが、3筆は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円、残り4筆は賃借料無償での使用貸借です。今回は、現に農地中間管理機構から配分を受けている農地を再び同じ経営体に配分する、農業委員会が認める農地所有適格法人ということで、事業の種類から地域での農業における他の農業者との適切な役割分担についての記載は省略可能となっております。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。これらは、今までも作られていたのですよね。

職務代理

その継続です。議案第1号の2件目から5件目について、〇〇〇〇以外は町外在住で農業をしておられません。〇〇〇〇もお勤めで農業をしておられないということで、以前から農地中間管理機構に出しておられます。更新の時期にあたり、所有者の方々は農業をすることができないので、継続して現在の耕作者に作ってほしいとのことです。そういうことで、農地中間管理機構に出されることについて、特に問題はありません。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。  
賃借料無償の案件と〇〇〇〇円の案件がありますが、どのような違いがあるのですか。

職務代理

賃借料無償の案件は、実際は米で貰っており、そのほうが良いということです。それと、最終的に農地中間管理機構が賃借料を決めてくれればいいですけども、要は貸付人と借受人の話で、決めたものを農地中間管理機構が出てくるというものであって、そういうことになると賃借料のことが言いにくいです。

伊井野委員

設定期間が10年の案件と5年の案件がありますが、何か意図はありますか。

職務代理

意図は特にありません。前回の設定がそうでした、これまでどおりでいいということでした。

会長

ほかに意見等がなければ、申請どおり決定してよろしいですか。

委員

(異議等なし)

会長

それでは、申請どおり決定します。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第3号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

1件目の申請に係る農地は大字若桜の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに畑で、農振区分は農用地区域外、面積は115㎡、内容は第3条による有償移転です。譲渡人は若桜町大字若桜の〇〇〇〇、譲受人は若桜町大字若桜の〇〇〇〇です。

2件目の申請に係る農地は大字赤松の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに畑で、農振区分は農用地区域内、面積は2,702㎡、内容は第3条による無償移転です。譲渡人は京都府日向市の〇〇〇〇、譲受人は若桜町大字若桜の〇〇〇〇です。これらは、農地法第3条第2号各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。

会長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

盛田委員

譲受人に、畑の現況等について聞いてきました。現在、はま茶と野菜を作っておられます。譲受人と譲渡人が話をしたところ、譲渡人は作る予定がないので、できればこれから使ってほしいということで、譲受人がこの農地を買われ、はま茶を作るという計画を立てられました。譲受人は、酒を作っておられますけれども、2筆の畑も持っておられます。家庭菜園みたいな感じでやっておら

れますが、はま茶も連作できないため、場所を変えないといけないということで、今回の申請農地に作ることにするようです。一般的には、農地を持っていないと買えないということがあるでしょう。

事務局

現在の権利を有する農地+今回権利を取得しようとする農地の合計面積が2,000㎡以上必要という条件があります。

職務代理

2件目について報告させていただきます。ここは、赤松の下水処理場より上の所にあり、このたび譲受人が無償譲渡で取得されるということです。それから、譲渡人は県外に住んでおり、現在は誰も若桜町におられないという状況で、帰る予定もなく、農地をそのままにしておいても困るので、この際譲受人に無償譲渡したいとのこと。現在も酒米が作られている農地です。実際は、〇〇〇〇が酒米を作っております。それから〇〇〇〇も、実質は約6反ほど耕作しておられます。酒米が主ではありますが、水稻栽培をしておられるということですので、譲渡についても譲渡人及び譲受人できちんと話ができているということですし、譲受人が取得されることについては問題ありません。引き続き水田として使用されることも明確ですし、併せて審議すれば面積要件もクリアできます。

会 長

下限面積がなくなるという話がありませんでしたか。

事務局

確か、翌年度以降だと思います。

会 長

池田村と合併した当時は、池田地区が2反で若桜地区が3反だったと思いますが、それ以降も話が色々あり、若桜町としては下限面積2反ということになったそうです。その下限面積2反は、今も活着しているのですね。

事務局

今も活着しています。

6. その他	会 長	翌年度以降に、それも撤廃するということですか。
	事務局	その予定です。
	会 長	この件について、質問、意見等はありませんか。
	委 員	(異議等なし)
	会 長	意見等がないので、申請どおり決定します。
	会 長	その他の事項です。
	会 長	●次回定例会で、農業委員会の改選に伴う募集から決定までの計画案を提示する。 ●農業委員会として、肥料価格高騰対策事業について協議。 ●農業委員会より、冬期間の活動方法の提示について要望あり。 ●次回定例会は、翌年1月11日(水)9:00~に決定。
会 長	以上で、令和4年度第9回の農業委員会定例会を終了します。	